1. **「法は日常の中にある」**

**～身近なルールと法～**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●主に対応する学習指導要領 公民的分野 | | | |
| 内容A　私たちと現代社会  (2) 現代社会を捉える枠組み  ア(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性  　　　 の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個  人の責任について理解すること。 | | | |
|  | | | |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ | | | |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第1部  現代社会 | 第2章  現代社会を捉える枠組み |  | p.21-22 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

1. 学習指導要領公民的分野の内容Ａ（２）「現代社会を捉える枠組み」のイには、「契

約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し」とあ

り、内容Ｃ（１）「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」のアには、「法の意義を理解する」とあります。生徒たちにとって、法は、必ずしも身近にあるものとして認識できているとはいえませんが、日常生活においては様々なきまりやルールがあり、法は、その延長線上にあるものです。

（２）そこで、日常生活において起こりうる事例を取りあげ、その事例の中からルール（き

まり）を見つけさせることによって、日常の中にルール（きまり）があることを理解さ

せたいと考えました。

また、身近なルールの延長線上に法律が存在することに気づいてもらいたいと考えました。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

この授業を通して生徒たちに身につけてほしい力は、ルールや法の意義について主体的に考える姿勢を身につけることです。そのためには、以下のことが大切です。

1. ルールや法が身近に存在することに気づく。
2. ルールの目的について考える。
3. ルールや法を無批判に受け入れるのではなく、その目的まで掘り下げて考える。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導　入 | ・みんなの生活の中で身近なルールにはどんなものがあるか？  発問例  ① 家庭の中でのルールは？  ② 学校でのルールは？ | ・身近な例から考え発表させる。  ＜予想される生徒の反応＞  校則  スポーツのルール  家庭内の約束  電車は2列で待つ  エスカレーターは1列空けて乗る  交通違反 ほか |
| 展　開 | ・事例を読んで、ルールに関わるところに下線を引く。  ・事例に出てくるルールを、適用される対象者や場所を基準に分類する。  ・ルールがなぜ必要なのか、事例に出てくるすべてのルールの目的を考える。 | ＜予想される生徒の反応＞  信号無視  自転車通学  不法駐輪  窃盗 ほか  ＜予想される生徒の反応＞  家族、学校、地域  自分、家族、学校、地域、国家  ＜予想される生徒の反応＞  けんかが起こる  事故が起こる  秩序がなくなる ほか |
| まとめ | ・ルールには必ず目的があることを学ぶ。  具体的な事例から身近なところに法律があることの理解を深める。 | ・ルールと自分との関係に気づき、改善案などを記述できるよう支援する。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**  ・事例の読み取りやワークシートの記入を通して、法の意義について理解することができた  か。 |
| **○思考・判断・表現**  ・社会集団の一員として所属する集団の問題を解決する際、生活社会の中には「マイルール」も含めて、さまざまなルールや決まりがあることに気づくことができ、自分の日常の生活にあてはめることができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**  ・法の意義（法は何のためにあるか）について、身近な生活にあてはめ、具体的に示すことができ、それについてよりよく改善する提案をしようとしている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**  　・事例をもとに、ワークシートを完成させ、まとめでは、自分の日常にあてはめようとし  ている。例えば、自分の家では、風呂掃除の当番が決まっているなど。 |
| **○A規準の例**  ・今の自分の日常生活の中で、課題となっているルールや、今は、ルールがないがルール  にする必要があることなどに気づき、改善案を提示しようとしている。例えば、学校で  のスマートフォンなどの端末の使い方について、学習への活用や緊急時の連絡に用いる  のであれば、携帯可能とするなど。 |

**第Ⅱ部 ワークシート**

**「法は日常の中にある」**

**～身近なルールと法～**

　組　　番　名前

**１ 下の事例を読んで、ルールにかかわるところに下線を引いてみよう。**

１） 下線を引いたルールを書いて、次のＡからＤに、分類してみよう。

２） 何でルールは必要なのか？何のためにあるのか、その目的を考えよう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ルール | 分類 | 目　　　的 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

Ａ：マイルール　　Ｂ：家庭内のルール　　Ｃ：学校のルール　　Ｄ：地域・国のルール

２ 身近にあるルールについてあげてみよう。（いつ、どこで、どんなルールがあるかな？）

３ まとめ

①ルールがなかったらどうなるのか？自分の生活の中に置き換えて考えてみよう。

②今あるルールの中で、課題のあるルールを一つ上げて、改善策を提案してみよう。

|  |
| --- |
| 佐紀さんは、神奈川県川崎市の公立中学校に通う中学2年生です。毎朝7時に目覚ましをかけ、バスケットボール部の朝練に参加するために7時半には家を出て行きます。  ある日、いつものように目覚ましがなったのに、2度寝をしてしまい、寝過ごしてしまいました。佐紀さんの家はマンションなので、新聞受けのあるロビーまで新聞を取りに行く必要がありますが、それは家の中で佐紀さんの役割です。リビングに行くといつものように父がコーヒーを飲みながら新聞を読んでいました。新聞を取りに行くのは自分の仕事なのに忘れていたことに気がつき、悪かったなあと反省しました。  佐紀さんは朝練の時間に間に合わなくなりそうになり、朝ご飯も食べず家を飛び出しました。途中の横断歩道は赤信号でしたがそのまま横断してしまいました。  途中、駅前を通ったとき、駐車禁止の場所に多くの自転車がとめてあり、通勤の人で混み合っていました。学校の近くにある公園横を通り過ぎる時、同じ中学校の制服を着る男子が自転車からおりるのを見かけました。「あれっ」と思っていると同じバスケット部員の浩二君でした。学校は自転車通学禁止です。たぶん、朝練に間に合わなくて家から自転車を飛ばしてきたのでしょう。「そのまま公園に置きっぱなしにしておいてだいじょうぶなのかな？」と、疑問がわきました。  その日の放課後、部活を終えて帰ろうと公園の横を通ったとき、浩二君の乗ってきた自転車はなくなっていました。「浩二君はまだ学校にいたけど自転車どうしたのかな」と心配になりました。その後、浩二君の姿が見えました。「俺の自転車がない!」 浩二君の独り言のようなあわてる声が聞こえてきました。 |

事例

第**Ⅲ部 弁護士からのアドバイス**

**１　ルールの必要性**

**（１）本事例においては、様々なルールがでてきます。**

「毎朝７時に目覚ましをかける」という佐紀さん独自のルール（マイルール）、「佐紀さんが新聞受けのあるロビーまで新聞を取りに行く」という家族内のルール、「制服着用」、「自転車通学禁止」という学校のルール、「赤信号では横断してはならない」、「駐車禁止」、「物を盗んではならない」という社会や国家のルールが出ています。

**（２）これらのルールは、なぜ必要になるのでしょうか。**

人は、人として生まれてきている以上、生まれながらにして、自分らしく生きようとする幸福追求権（憲法13条後段）が認められています。

そして、一人ひとりの人が人格の担い手として最大限尊重されなければならないことから（憲法13条）、この幸福追求権をはじめとした個々人の権利も最大限尊重される必要があります（個人の尊厳の原理）。

しかし、人は一人では生きていけません。好むと好まざるとに関わらず、なにかしらの集団に属して生きていかねばなりません。

人の属する集団には、家族、学校、地域、国、といったものがあります。

そうした集団の中で生きる以上、どうしても、自分の持っている権利と、他者の持っている権利とが衝突してしまう場面が出てきます。

例えば、「物を盗むこと」が自由に許されるとすると、誰もが自分の物を充分に活用することができなくなってしまい、社会秩序が崩壊してしまいます。

そのため、個々人の複数の権利を調整するために、「物を盗んではならない」といった、なにがしかのルールを決めなければならなくなるのです。

こうして、その集団ごとに、ルールが必要になってくるのです。

**２　ルールの多様性**

（１）人の属する集団が家族であったり、学校であったり、地域であったり、国であったりするごとに、それぞれに応じたルールが作られます。

個人が守れば良いだけの、いわゆる「マイルール」であれば、そのルールは、他人に迷惑をかけないかぎり、どのようなルールであっても問題は生じません。

また、家族の中のルールも、限られた構成員しかいないため、あまり問題は生じません。

しかし、学校、地域、国といった、多数の人が所属する集団になると、その多数の人の様々な利害を調整できるだけのルールが必要になります。

（２）そのため、学校の中で適用されるルール（校則など）、地域の中で適用されるルール（自治会規約、条例など）、国家の中で適用されるルール（法律など）というものが存在することになるのです。

学校の中における登場人物は、先生、生徒くらいのものですから、生徒間、先生間、先生と生徒の間の中で通用するルールを作ればおおむね大丈夫ですが、地域や国家となると、大勢の、また多種多様な人が関わってくるため、その人たちの間の利害関係を調整するだけのルールが必要になってきます。

国家レベルのルールである「法律」も、こうした学校や社会のルールの延長線上に存在するのです。

**３　ルールには必ず目的があること**

（１）ルールは、個々人の権利を制約するものである以上、その権利の制約を正当化できるだけの目的を有している必要があります。

とりわけ、学校、地域、国といった、多数の人が所属する集団に適用されるルールとなると、ルールを正当化できるだけの目的が必ず必要になります。

（２）例えば、学校の中で適用される制服着用というルールの目的には、①生徒としての自覚を養う、②同じ制服同士の生徒の連帯感を養う、③思春期の生徒に私服購入・着用の悩みを解消することで勉学に集中しやすくする、④多くの私服を購入するのに比べて費用が低額ですむ等が考えられます。

また、国家レベルで適用される駐車禁止というルール（法律）は、①交差点付近等での駐車が車両運転者や歩行者の通行のさまたげとならないようにするため、②交差点付近等での駐車が交通事故や交通渋滞の原因とならないようにするため、といったことが考えられます。

このように、国家レベルのルールである「法律」についても、学校で適用されるルールと同様に制定される目的というものが存在しています。、この観点からも、国家レベルのルールである「法律」も、身近なルールの延長線上にあることがわかります。

**４　参考回答例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　類 | ルール | 目　　　的 |
| マイルール（自分の中でだけ適用されるルール） | 1. 佐紀さんが毎朝7時に目覚ましをかける。 2. 佐紀さんが毎朝7時半には家を出て行く。 | 1. バスケットボール部の朝練に参加する   のに余裕をもって自宅を出るため。   1. バスケットボール部の朝練に参加する   ため。 |
| 家族内で適用されるルール | 1. 佐紀さんが新聞を取りに行く。 2. 佐紀さんが朝ご飯を食べる。 | 1. ･手伝いの習慣をつけるため。   ・家族の一員としての一体感を醸成する  ため。   1. 佐紀さんの健康のため。 |
| 学校で適用されるルール | 1. 制服着用 2. 自転車通学禁止 | 1. ･生徒としての自覚を養う。   ･同じ制服同士の生徒の連帯感を養う。  ･思春期の生徒に私服購入・着用の悩みを  解消することで勉学に集中しやすくす  る。  ･多くの私服を購入するのに比べて費用  が低額ですむ。   1. ･生徒の安全のため。   ･学校敷地内等に自転車保管場所を設けるスペースを省くため。 |
| 地域・国家で適用されるルール（条例又は法律） | 1. 信号機の表示する信号に従う。 2. 駐車禁止区域における自転車の駐車禁止（多くの自転車がとめてあるもの及び公園内に駐車した浩二君）。 3. 物を盗んではならない。 | 1. ･歩行者、車両運転者の安全確保のため。   ･交通事故、交通渋滞防止のため。   1. ･歩行者、車両運転者の安全確保のため。   ･交通事故、交通渋滞防止のため。  ･公園内等における適切な利用のため。   1. 個々人の私有財産の保護のため。 |

参考　～事例に出てくる法律・条例における根拠条文の紹介～

1. **歩行者の信号機の表示する信号に従う義務**

道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務）には、次のように規定されています。

**「道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手**

**信号等（前条第1項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。」**

なお、前条第1項後段の場合とは、**「警察官等は、道路における危険を防止し**

**その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。」**を指しています。

また、同法第121条1項柱書には、**「次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。」**とあり、同項1号には、**「第4条（公安委員会の交通規制）第1項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第6条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第7条（信号機の信号等に従う義務）若しくは第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反した歩行者」**とあります。

このように、歩行者が信号無視をする、すなわち信号機の表示する信号に従う義務に違反した場合の罰則も定められています。

1. **自転車を駐車禁止区域にて駐車しない義務**

**ア　駐車禁止区域が道路上であった場合**

自転車を駐車させた場所が道路上であった場合には、道路交通法の適用がありま

す。

道路交通法44条（停車及び駐車を禁止する場所）には、**「車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。」**と規定されており、以下の各号が掲げられています。

1. **交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急**

**な坂又はトンネル**

1. **交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分**
2. **横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の**

**部分**

1. **安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の**

**前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分**

1. **乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する**

**標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）**

1. **踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分**

また、同法45条（駐車を禁止する場所）1項には、**「車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。」**として、以下の各号が掲げられています。

1. **人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に**

**設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内**

**の部分**

1. **道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から5メートル以**

**内の部分**

1. **消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接す**

**る出入口から5メートル以内の部分**

1. **消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水**

**口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分**

1. **火災報知機から1メートル以内の部分**

そして、同法2条1項8号において、**「車両」**とは、**「自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。」**とされており、同項11号においては、**「軽車両」**とは、**「自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。」**とされていることから、自転車の運転者は、その自転車を駐車禁止区域にて駐車しない義務を負っています。

この義務に違反した場合の罰則として、同法119条の2第1項柱書には、**「次の各号のいずれかに該当する行為（第1号及び第2号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、15万円以下の罰金に処する。」**、同条1項には、**「第44条（停車及び駐車を禁止する場所）、第45条（駐車を禁止する場所）第1項若しくは第2項、第48条（停車又は駐車の方法の特例）、第49条の3（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第3項又は第49条の4（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）の規定の違反となるような行為」** 、同条2項には、**「過失により前項第1号の罪を犯した者は、15万円以下の罰金に処する。」**と、それぞれ規定されています。

また、同法119条の3第1項柱書には、**「次の各号のいずれかに該当する者（第1号から第4号までに掲げる者にあつては、前条第1項の規定に該当する者を除く。）は、10万円以下の罰金に処する。」**、同項1号には、**「第45条（駐車を禁止する場所）第1項若しくは第2項、第48条（停車又は駐車の方法の特例）、第49条の3（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第2項若しくは第3項、第49条の4（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）又は第49条の5（時間制限駐車区間における駐車の特例）後段の規定の違反となるような行為をした者（第49条の3第2項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）」**、同条2項には、**「過失により前項第一号、第二号又は第三号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。」**と、それぞれ規定されています。

このように、わざと（故意に）自転車を駐車禁止区域に駐車した場合のみならず、駐車禁止区域であることに気づかずに駐車したような場合でも、駐車禁止区域において自転車を駐車した場合の罰則も定められています。

**イ　駐車禁止区域が道路上でなかった場合**

駐車禁止区域が道路上でなかった場合には、道路交通法の適用がないため、適用場所によっては都市公園法等の定めによる場合もありますが、道路上でなかった場合の一般的な定めとしては以下のものがあります。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律12条（自転車等の利用者の責務）2項には、**「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車を放置することのないように努めなければならない。」**と規定されてもいます。

なお、この法律を受けて、横浜市では、横浜市自転車等の放置防止に関する条例8条（放置禁止区域の指定）1項で**「市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要のある公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。」**、同条例10条（放置自転車等の放置の禁止）で**「利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。」**とそれぞれ規定し、川崎市では、川崎市自転車等の放置防止に関する条例7条（放置禁止区域の指定）で**「市長は、公共の場所であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要のある区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）に指定することができる。」**、同条例9条（放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止）で**「自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。」**と、それぞれ規定しています。

そのため、自動車駐車禁止の根拠が条例に求められる場所もあります。

**（３）物を盗んではならないこと**

刑法235条（窃盗）には、**「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」**と規定されています。

第**Ⅳ部 授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

（１）この授業では初めて法を学ぶ中学生が、法について考えるきっかけを作るために身近なところに着目できるように工夫しました。

（２）現代社会の中で法はなくてはならないものですが、普段意識していない中に意外と多くの法があることに気付くように、日常生活の事例を設定しました。

（３）人間は社会的な存在であり、よりよい社会を営んでいくためにはきまりやルールが必要であることを理解し、その知識を身につけさせることがポイントです。

**２　指導の工夫をしましょう**

この教材は、現代社会をとらえる法に関して、概念としての見方や考え方の基礎を養うことをねらいとしています。社会生活にある「なぜルールが必要か」、「私たちにとってルールとは何だろう」といった問いを追求、予測、考察して見方や考え方の基礎を身につけさせたいという観点から考えた指導案です。新学習指導要領の３ 内容の取扱い（１）イ「日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して、政治や経済などに関わる制度や仕組みの意義や働きについて理解を深め」ることのできる指導の流れを考えました。法律の専門的な議論に入り込むことなく、「ルールを守ることによって、だれの、何を保障するか」というルールの目的を考えさせることが必要です。

そして、私たちは集団の中で生活していることに気づかせながら、多様な考え方を持つ人たちが社会集団の中で共に成り立ちうるように、互いに利益が得られるように何らかの決定を行っている、ことについて理解させる教材になるように考えています。

**３ 授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

「人間は本来社会的存在であることに着目させる」ためにも、「ルール」などの言葉の

説明には深く立ち入らずに、特に身のまわりにあるルールについて、自由にどんどん発

表し合えるようにしましょう。

**〈　展　開　〉**

「事例」は中学生の日常生活で起こりそうなできごとに設定しています。まずは個人で

考えさせ、できたら２人組で確認し合ってもいいでしょう。発表し、他の人の意見を聞く中で「ルールがなぜ必要なのか」、また、「ルールがないと困ることが起きる」という点にも考えが及んでくるでしょう。

**〈　まとめ　〉**

人間は社会的な存在であり、よりよい社会を営んでいくためにはルールが必要である

ことや、社会の中では法がなければ秩序が保たれないことの理解につながるでしょう。秩序を保つためという法の意義がわかると、より理解が深まるでしょう。